

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 安達 枝里 様 〒211-8522 日本国 神奈川県川崎市中原区大倉町10 三菱ふそうト ラック・バス株式会社 知的財産部内 メルセデ ス・ベンツ日本株式会社 ダイムラーIPオフィ スジャパン	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T規則43の2.1]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 20P00005	発送日 (日.月.年) 14.04.2020	
国際出願番号 PCT/JP2020/004012	国際出願日 (日.月.年) 04.02.2020	優先日 (日.月.年) 28.03.2019
国際特許分類 (IPC) B62D 103/00(2006.01)n; B62D 131/00(2006.01)n; B62D 6/00(2006.01)i; B62D 5/04(2006.01)i FI: B62D6/00; B62D5/04; B62D131:00; B62D103:00		
出願人 (氏名又は名称) style="text-align: center;">ダイムラー・アクチェンゲゼルシャフト		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのP C T規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がP C T規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式P C T / I S A / 2 2 0を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式P C T / I S A / 2 2 0を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 style="text-align: center;">02.04.2020	権限のある職員（特許庁審査官） style="text-align: center;">森本 康正 3Q 2920 電話番号 03-3581-1101 内線 3381
---	---	---

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	5-6	有
	請求項	1-4, 7-11	無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-11	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-11	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1: JP 4-191172 A (スズキ株式会社) 09.07.1992(1992-07-09)

第3頁上段右欄16-17行, 第4頁上段左欄16行-右欄5行,
第4頁下段左欄8-20行, 第5図(ファミリーなし)

文献2: JP 2011-51409 A (日本精工株式会社) 17.03.2011(2011-03-17) [0046]-[0049]
(ファミリーなし)

文献3: US 5072803 A (DAIMLER-BENZ AG) 17.12.1991(1991-12-17) 第7欄62-67行
& EP 407716 A1 & DE 3922527 A

請求項1, 7, 11に係る発明は、文献1, 文献2または文献3に記載されているので、新規性、進歩性を有しない。

文献1-3には、搭載物に応じた情報(文献1第3頁上段右欄16-17行, 第4頁下段左欄8-20行, 文献2 [0046]-[0049], 文献3第7欄62-67行)に基づき、アシスト力を設定する、電動パワーステアリング装置が記載されている。

請求項2, 8に係る発明は、文献3に記載されているので、新規性、進歩性を有しない。

文献3に記載の発明の搭載物に応じた情報は重心高さであり、(文献3「the height of center of gravity」)、重心高さが大きいほどアシスト力が小さくなるように制御する(文献3第7欄62-67行)、電動パワーステアリング装置が記載されている。

請求項3, 9に係る発明は、文献1または文献2に記載されているので、新規性、進歩性を有しない。

文献1-2に記載の発明の搭載物に応じた情報は前軸重量であり、(文献1第3頁上段右欄16-17行「前輪に掛かる荷重」, 文献2「前輪軸荷重」)、前軸重量が大きいほどアシスト力が大きくなるように制御する(文献1第4頁下段左欄8-20行, 文献2 [0046]-[0049])、電動パワーステアリング装置が記載されている。

請求項4, 10に係る発明は、文献1に記載されているので、新規性、進歩性を有しない。

文献1第4頁上段左欄16行-右欄5行, 第5図を参照されたい。

請求項5-6に係る発明は、文献1, 文献2または文献3により進歩性を有しない。

乗員の人数や荷物の変動は、荷物を運ぶに適した車両であるトラック、大人数が乗るのに適した車両であるバス、においても課題であることは当業者において明らかであり、文献1-3に記載の電動パワーステアリング装置を、トラック、バスに適用しようと想到することに格別な困難性はない。